

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500562号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500044号

第1 結論

請求期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年*月から昭和47年9月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、時期は覚えていないが、市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、20歳の頃から国民年金保険料を納付書により市役所出張所や郵便局で納付していた。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②については、請求者は、当該期間を除き当該期間前の昭和47年10月から平成21年9月までの長期間にわたり国民年金保険料を全て納付していること、請求者は、請求期間②の前後を通じて仕事や住所に変更はない旨陳述していること及び請求期間②は3か月と短期間であることを踏まえると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和47年9月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない上、請求者は、上記記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持したことはない旨陳述していることから、請求者は、上記記号番号が払い出された昭和47年9月頃まで国民年金の加入手続を行っていないと考えられ、20歳の頃から国民年金保険料を

納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500661号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500046号

第1 結論

昭和50年*月及び同年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年*月及び同年*月

私は、高校を卒業してすぐに父が経営していた製作所に就職し、両親とともに働いていた。母から、「20歳になったら国民年金の加入は国民の義務だから国民年金に加入した。」と言われたことがあるので、請求期間の国民年金保険料は母が納付してくれたと思う。

請求期間については、両親の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、2か月と短期間であり、請求者については、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付されている上、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和51年3月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点において請求期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能である。

また、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親については、国民年金保険料の徴収が開始された昭和36年4月から平成4年3月まで(年金受給額が満額となる372か月)の国民年金保険料は全て納付されており、請求者の父親についても、国民年金保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳に到達する前月の昭和61年*月までの国民年金保険料は全て納付されていることから、請求者の両親の国民年金に対する意識は高いものと認められ、請求者の請求期間の国民年金保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500613号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500045号

第1 結論

昭和45年*月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和46年3月まで
私の父は、昭和45年2月に私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に、母と私の分を含め3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び請求者が所持する国民年金手帳の発行年月日から昭和47年1月20日に払い出されたことが確認でき、昭和45年2月に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、住民票によれば、請求者は、昭和26年10月から現在まで同一市に居住しており、請求者は、これまでに交付された国民年金手帳は上記記号番号が記載されている手帳のみであるとしている上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500691号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500047号

第1 結論

昭和50年*月から昭和53年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年*月から昭和53年2月まで

請求期間当時、私は大学生であったが、年金制度を熟知していた国家公務員の父の判断により、私が20歳になった昭和50年に母が私の国民年金の任意加入の手続きを行い、20歳から就職するまでの請求期間の国民年金保険料を納付してくれ、昭和53年10月に厚生年金保険から国民年金に切り替えてからも昭和61年4月に第3号被保険者となるまで保険料を納付してくれた。

請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年11月に払い出されていることが確認でき、請求者が20歳になった昭和50年に請求者の母親が請求者の国民年金の任意加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。